

大鰐町の給与・定員管理等について (平成24年度)

平成25年4月26日

1. 総括

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (H24.3.31)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(備考) 22年度人件費率
23年度	人 11,241	千円 12,667,501	千円 127,325	千円 821,144	% 6.5	% 15.6

(注) 人件費には、退職手当、共済費、特別職に支給される給料・報酬等を含みます。

(2) 職員給与費の状況 (普通会計)

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 (B/A)	(参考)類似団体平均 一人当たりの給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)		
23年度	人 82	千円 270,380	千円 33,209	千円 103,104	千円 406,693	千円 4,960	千円 5,665

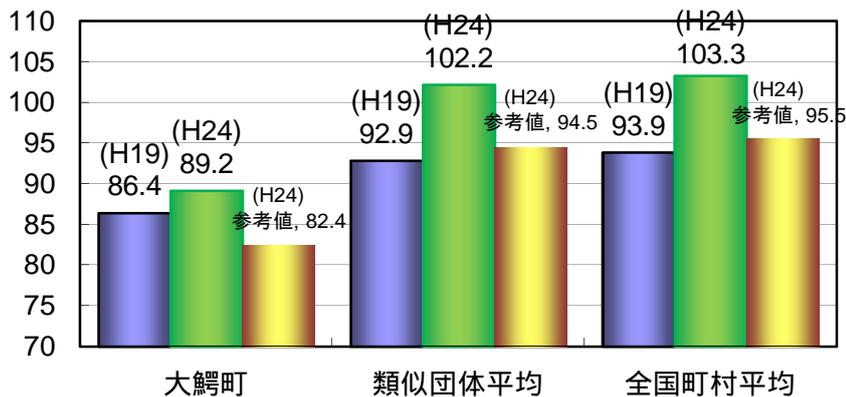
(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、23年4月1日現在の人数です。

類似団体類型
(町村Ⅲ-0)

(3) 特記事項

・町の財政状況を勘案し、一般職給与(5%~10%)、特別職給与(40%)、議員報酬(10%)を削減しています。

(4) ラスパイレス指数の状況 (平成24年4月1日現在)



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
3 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合の値です。

2. 一般行政職給料表の状況 (24年4月1日現在)

(単位:円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の 給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
最高号給の 給料月額	243,700	307,800	354,700	388,300	400,600	422,600

(注) 給料月額は、給与抑制措置を行う前のものです。

3. 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（24年4月1日現在）

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
大鰐町	46.3歳	285,800円	305,756円	303,511円
青森県	43.6歳	339,300円	410,456円	372,235円
国	42.8歳	304,944円 (329,917円)		372,906円 (401,789円)
類似団体	43.3歳	316,727円	356,723円	343,588円

技能労務職

区分	公務員				民間			参考 A / B	
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢		平均給与月額 (B)
大鰐町	58.5歳	5人	274,700円	290,722円	388,616円				
うち用務員	59.8歳	1人	280,100円	299,616円	384,855円	用務員	53.8歳	209,700円	1.43
うち運転技能員	57.8歳	2人	279,600円	296,855円	323,643円	自家用自動車運転者	53.1歳	236,700円	1.25
うちその他技能労務職	58.6歳	2人	267,100円	280,143円	396,722円				
県	47.4歳	438人	308,500円	345,957円	332,413円				
国	49.7歳	3,479人	270,465円 (285,030円)		307,506円 (323,181円)				
類似団体	50.1歳	7人	291,558円	312,495円	305,337円				

区分	参考 年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C / D
大鰐町			
うち用務員	4,255,236円	2,943,200円	1.45
うち運転技能員	4,217,125円	3,273,500円	1.29
うちその他技能労務職	3,957,634円		

※ 民間データは、「賃金構造基本統計調査」において公表されているデータを使用しています。
(平成19～21年の3ヶ年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれの平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

看護・保健職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
大鰐町	38.4歳	269,100円	303,203円	316,701円
青森県				
国	45.7歳	298,203円 (313,617円)		326,642円 (342,896円)
類似団体	42.3歳	299,203円	341,281円	311,145円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、22年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。
 3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額」(国ベース)の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)です。

(2) 職員の初任給の状況（24年4月1日現在）

区分		大鰐町	青森県	国
一般行政職	大学卒	163,590円	172,200円	172,200円
	高校卒	133,095円	140,100円	140,100円
技能労務職	高校卒	130,340円	137,200円	
	中学卒	122,740円	125,400円	

(注) 大鰐町欄における括弧書きは、特例条例による減額措置がないとした場合の値(減額前)です。
 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)です。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（24年4月1日現在）

区分		経験年数10～15年	経験年数15～20年	経験年数20～25年
一般行政職	大学卒	219,900円	263,600円	291,600円
	高校卒	193,100円	228,500円	287,600円
技能労務職	高校卒			
	中学卒			

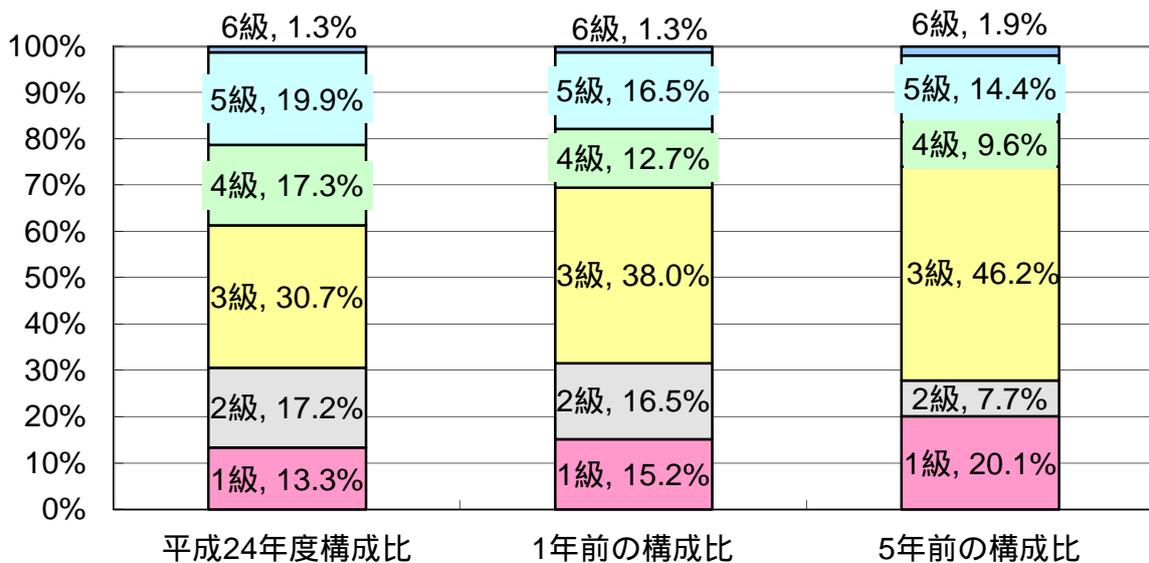
(注) 技能労務職は、経験年数10～25年まで該当者がいません。

4. 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（24年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事	10人	13.3%
2級	主査	13人	17.2%
3級	主幹、係長、主任主査	23人	30.7%
4級	課長補佐の業務	13人	17.3%
5級	課長	15人	19.9%
6級	総務課長、会計管理者	1人	1.3%

(注) 1 大鰐町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



人事評価システムについては、現在、検討中であるため昇給区分には差を設けていません。

5. 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

大 鰯 町		青 森 県		国	
1人当たり平均支給額(23年度) 1,288千円		1人当たり平均支給額(23年度) 1,594千円			
(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) (0.65) 月分		(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分		(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算 ・役職加算 5～20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(2) 退職手当(24年4月1日現在)

大 鰯 町			国		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分	勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分	勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	
(退職時特別昇給	制度なし)				
	自己都合	勤奨・定年			
1人当たり平均支給額	1,486千円	21,912千円			

(3) 地域手当

大鰯町では地域手当の制度を導入していません。

(4) 特殊勤務手当(24年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)			-
支給職員1人当たりの平均支給年額(22年度決算)			-
職員全体に占める手当支給職員の割合(22年度)			-
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業手当	右の業務に従事した職員	感染症が発生し、又は発生 の恐れがある場合の感染者	1日500円
火葬作業手当	右の業務に従事した職員	火葬作業に従事したとき	

(5) 時間外勤務手当

支給実績(22年度決算)	4,525千円
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	55千円
支給実績(21年度決算)	2,622千円
職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	31千円

(6) その他の手当 (2 4 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額		
扶養手当	扶養親族のある職員に支給	同		10,028 千円	122,293 円		
	配偶者					13,000 円	
	配偶者以外 1人目					配偶者無	11,000 円
						配偶者有	6,500 円
	2人目以降					6,500 円	
満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの子に加算となる額 1人につき	5,000 円						
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け一定額(12,000円)を超える家賃を支払っている職員に支給	同		1,985 千円	24,207 円		
	借家・借間 (支給限度額)					27,000 円	
通勤手当	通勤のため自動車や電車などを利用している職員に支給	同		2,028 千円	24,732 円		
	交通機関利用者 (支給限度額)					55,000 円	
	自動車等利用者					片道 2 km 以上 5 km 未満	2,000 円
						片道 5 km 以上 10 km 未満	4,100 円
						片道 10 km 以上 15 km 未満	6,500 円
						片道 15 km 以上 20 km 未満	8,900 円
						片道 20 km 以上 25 km 未満	11,300 円
						片道 25 km 以上 30 km 未満	13,700 円
						片道 30 km 以上 35 km 未満	16,100 円
						片道 35 km 以上 40 km 未満	18,500 円
						片道 40 km 以上 45 km 未満	20,900 円
						片道 45 km 以上 50 km 未満	21,800 円
						片道 50 km 以上 55 km 未満	22,700 円
						片道 55 km 以上 60 km 未満	23,600 円
						片道 60 km 以上	24,500 円
						管理職手当	管理又は監督の地位にある職員について、その職務の特殊性に基づき支給
総務課長		25,000 円					
課長級(総務課長以外)	20,000 円						
副参事	15,000 円						
施設の長	11,000 円						
寒冷地手当	毎年11月から翌年3月までの各月の初日において在職する職員に対して支給	同		7,695 千円	66,098 円		
	世帯主 扶養親族あり					17,800 円	
	扶養親族なし					10,200 円	
その他の職員	7,360 円						

(注) 平成20年4月1日から管理職手当を定額制とした。

6. 特別職の報酬等の状況（24年4月1日現在）

区分		給料月額等	
給料	町長	408,000 円 (680,000 円)	(参考)類似団体における最高/最低額 792,300 円 / 353,500 円
	副町長	326,400 円 (544,000 円)	657,400 円 / 326,400 円
報酬	議長	207,000 円 (230,000 円)	326,000 円 / 199,000 円
	副議長	185,400 円 (206,000 円)	269,000 円 / 171,000 円
	議員	180,000 円 (200,000 円)	250,000 円 / 157,500 円
期末手当	町長 副町長	(23年度支給割合) 6月期(1.4月分) 12月期(1.55月分) 計 2.95月分 (役職加算なし)	
	議長 副議長 議員	(23年度支給割合) 6月期(1.4月分) 12月期(1.55月分) 計 2.95月分 (役職加算20%)	
退職手当	町長	(算定方式) 給料月額×45.5/100×在職月数	(1期の手当額) 8,911 千円
	副町長	(算定方式) 給料月額×26.5/100×在職月数	(1期の手当額) 4,152 千円
その他の手当		町長、副町長に寒冷地手当(一般職と同様の支給基準)	

- (注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

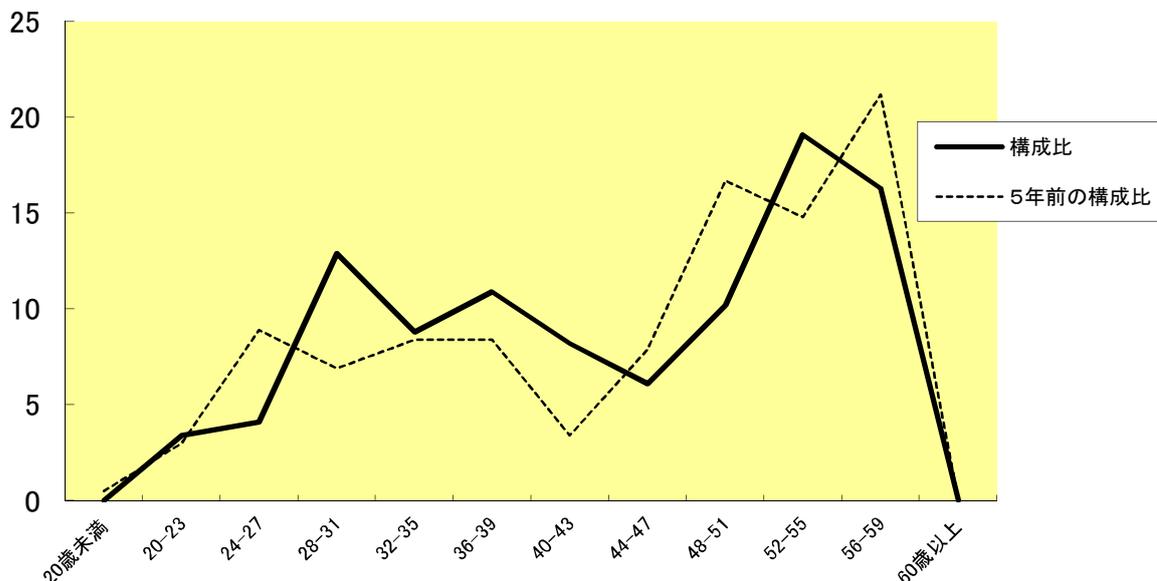
7. 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		平成23年度	平成24年度			
普通会計部門	一般行政部門	議会	3	3		
		総務	27	25	2	事務の整理による減
		税務	9	9		
		民生	7	7		
		衛生	7	7		
		農林水産	9	8	1	事務の整理による減
		商工	3	3		
		土木	6	5	1	事務の整理による減
	計	71	67	4	<参考> 人口1万人当たりの職員数 59.60人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 91.62人)	
	教育部門	12	11	1		
小計	83	78	5	<参考> 人口1万人当たりの職員数 69.39人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 110.62人)		
公営企業等会計部門	病院	54	54			
	下水道	3	3			
	その他	8	8			
	小計	65	65			
合計		148	143	5	<参考> 人口1万人当たりの職員数 127.21人	
		[262]	[262]			

- (注)1 職員数は一般職に属する職員数です。
2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（24年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳23歳	24歳27歳	28歳31歳	32歳35歳	36歳39歳	40歳43歳	44歳47歳	48歳51歳	52歳55歳	56歳59歳	60歳以上
職員数	0人	3人	8人	16人	14人	14人	14人	7人	14人	23人	29人	0人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門 \ 年度	19年	20年	21年	22年	23年	24年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	101	90	76	74	71	67	34 (33.7)
教育	17	15	14	12	12	11	6 (35.3)
警察							
消防							
普通会計計	118	105	90	86	83	78	40 (33.9)
公営企業等会計計	84	78	71	65	65	65	19 (22.6)
総合計	202	183	161	151	148	143	59 (29.2)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体にとっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。